

(令和6年3月5日 午前9時00分 開始)

○議員（内藤 逸子君） おはようございます。このたびの石川県能登地方を震源とする能登半島地震により亡くなられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された方、その家族及び関係者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

発言通告に基づいて質問いたします。

第1点は、今後発生が予測されている南海トラフ地震災害について質問します。

議会にて、2019年12月時点で全壊3,400棟、半壊2,500棟、死者600名、負傷者850名の予測と答弁がなされています。あれから約4年が経過しました。地域防災計画の被害想定はどうなっていますか。ハザードマップ2023、令和5年度版では、過去の写真をそのまま使っています。被害想定も見直しをする必要があるのではありませんか。

山本小学校周辺、県道307号尾鈴線の大雨が降ったときに、以前、議員みんなで通ったことがあります。線状降水帯や台風のときには怖くて通れません。そのことも含めてハザードマップの見直しが必要です。

過去の災害の教訓をどう生かすのか。災害対策を含めた暮らしの応援はどうなっているのか。細かな点については、質問席から伺います。

2点目、補聴器の助成制度の導入を求めるについてです。

目の悪い方が眼鏡をかけるように、聞こえづらい、聞こえにくい方が、日常生活を送る上で補聴器を使用するのは当然のことです。ところが、ただでさえ補聴器は高価で、しかも性能に比例して価格も上がるため、年金暮らしの高齢者にとっては、補助制度なしでは購入できないというのが実態ではないでしょうか。

しかし、現行の障害者総合支援法では、軽度・中等度の難聴の方は認定を受けられず、補助制度から外れてしまいます。

そうした中で、全国では自治体独自の補聴器購入助成制度が広がっています。以前にもこのことでは質問しています。どのような検討がなされたのか伺います。

3点目、学校トイレに生理用品の設置について伺います。

私はこれまで何度もこのことについて質問してまいりました。いつから実施ができるのですか。具体的にお答えください。

4点目、専決処分 of 取扱いについてです。

臨時議会でありました道路の草刈りで、石が飛んで車を傷つけたとの説明でしたが、事故防止策はしないのでしょうか。今回は物でしたが、これが人だったらどうなりますか。対策を伺います。

5点目、保育所一時預かり事業の補助金返還についてです。

補助対象外であることが、なぜチェックできなかったのか。複数の職員で確かめるシステムの改善はしましたか。二度とこのようなことが起きないような対策はされたのか伺います。

6点目、元気アップ事業については、質問席から伺います。

○副町長（河野 秀二君） おはようございます。内藤議員の御質問の答弁の前に、一言申し上げます。

本日とあしたと2日間にわたり一般質問ですが、町長不在での3月議会となりましたことに対して、執行部として、議会、町民の皆様におわびを申し上げます。

また、一般質問の相手が町長、教育長になっています。私としては、町長の権限を越えない範囲で答弁をと考えていますが、流れの中で越権して答弁をすることが万が一ありましたら、御指摘いただければと存じます。

また、私が答弁できない点につきましては、6月議会で町長が答弁いたします。

それでは、内藤議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、1点目の持ち家の耐震化についてということですが、南海トラフを予想した地震に関して、防災をどのように考えているのかということでしたが、建築物の耐震化につきましては、川南町建築物耐震改修促進計画を策定して、令和4年4月に更新をしています。計画には民間住宅の耐震化の目的と推移が示されており、耐震化率の目標を令和8年度に90%に引き上げることを目標にしております。

あと詳細については、担当課長のほうから補足説明させます。

それから2番につきまして、補聴器の助成制度の導入を求めるという御質問に対しまして、本町で行う特定健診は、問診、身体計測、血圧や血液検査、尿検査といった健康増進法及び高齢者医療確保法に基づく検査項目で健診を実施しています。

特定健診は、生活習慣病の発生、発症及び重症化の予防の観点から実施しており、生活習慣の改善を目的としていますので、御理解をお願いいたします。

また、聴覚検査につきましては、法に基づく健診の検査項目に該当しておらず、聴力低下と生活習慣病との関係が明らかでないことから、聴覚検査は実施しておりません。

詳細につきましては、担当課長からまた補足説明をさせていただきます。

3番目の学校トイレの生理品については、教育課のほうで答弁していただきたいと思います。

それから、4番目の専決処分の取消しについて、度々起こる専決処分について、職員の連携及び対策についてということで、どのように取り扱っているかということでの御質問かと思いますが、事務手続等のミスが発生した場合には、臨時庁議を開催し、問題発生の情報共有、発生防止対策等を話し合っております。

詳細については、担当課長から補足説明させていただきます。

それから、5番の保育所一時預かり事業補助金返還について、4番と同じような内容となっておりますけど、これも同じく、補助事業に関しては、特に担当者だけでなく、複数の補助要件に該当しているかを確認する体制が取れていなかったことが原因と思われます。こういった問題が起きたときには、必ず臨時庁議を開催してから、情報の共有を図っております。

以上で、5番までの大まかな報告をいたします。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 傍聴の方、帽子の着用は控えてください。どうもすみません。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和5年3月改定の県防災計画から引用しておりまして、本町の被害に関しては、予測する範

圄で、南海トラフ地震の被害想定が、家屋全壊2,900棟、半壊2,300棟、死者520人、負傷者770人と変更をしているところです。

これにつきましては、被害想定が少なくなっておりますが、住宅の耐震化率の向上、津波からの早期避難等を高めることで、被害を軽減することを目標として、県は改定している模様です。

以上です。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 補聴器制度について、以前このようなことも質問しましたが、どのようなことが検討されましたかということなのですが、福祉課の窓口に軽度の難聴の方の相談が何人ぐらい上がってきているのかということ。それと、町の限られた財源を使うということになりますので、補聴器に代わるものとして集音器がありますが、そこで対応することはできないかということ。それと、補聴器に慣れるために1か月から長い方で3か月ぐらいかかる方がおられます。そのような使いやすさについては、軽度の方についてはどうなのかということ。それと、全国の自治体、それと県内の自治体で独自でこの補助金を出している自治体が何か所ぐらいあるのかということ。宮崎県内では2か所ありました。そういうところを検討させていただきました。

以上です。

○総務課長（小嶋 哲也君） 内藤議員の御質問の4点目ですけれども、専決処分の取扱いについてということで、今回は物でしたが、これが人だったらどうなりますかという御質問ですけれども、町としましては、物であろうと人であろうと、町が損害を与え、賠償責任の義務が発生した場合は、しっかりと対処していきたいと考えております。

また、その対策はということですが、先ほど副町長のほうからもありましたとおり、事故や事務手続等のミスが発生した場合は、その重大性に応じて臨時庁議を開催し、問題発生の情報共有、再発防止対策等を話し合います。業務を効率よく処理していくためには、職員間の連携が重要であることは言うまでもありません。定期的な課内ミーティングはもちろんのこと、各課の連携を深めるため、毎月行われる定例庁議にて情報共有、課題解決に向けた協議等を行っております。

また、人事評価制度を活用して自己評価を行うことで、組織として必要な能力を自覚させ、個人だけではなく組織としてチェック機能が果たせるように努めております。

以上です。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 保育所の一時預かり事業の返還についてですが、なぜチェックできなかったのかということですが、複数の職員でチェックをするという体制が整っていなかったということが原因だと思われます。

今後の改善としましては、係内、それと課内で複数の目で見るということに変えて、今徹底しているところです。

以上です。

○教育課長（三好 益夫君） ただいま学校のトイレに生理用品の設置、具体的に時期をとということで御質問いただいたところなんですけど、前回、議会でも御答弁させていただきましたように、新年度、各中学校のほうで実証実験のほうを開始したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 第1点目から順次質問してまいります。

今後発生が予測されている南海トラフ地震災害について質問します。

先ほど持ち家の耐震化について回答されていますが、地震の発生は抑えられないけれど、震災被害は最小限に抑えるという、災害予防の観点に立った見直しがされるべきではありませんか。

対策の基本は、予防原則に立ち返り、住宅施設の耐震化が自助の要だと私は思っています。耐震化された住宅が増え、倒壊家屋が減れば、避難所の確保も減り、安心して生活ができます。川南町ではどのように耐震化を進めていますかということで、今耐震調査費用の補助金が出ていますが、金額の予算のうち何%が利用されていますか。最大11万円が助成されると聞いていますが、利用状況は何件出ていますか。倒壊、半壊のうち、県の先ほど被害の棟が出ていますが、どれぐらい対策したのか把握していますか。耐震調査は本当に進んでいるのか。耐震調査後の耐震補強が本当に終わった家屋がどのぐらい川南町であるのか。町内の大きな施設の耐震化は把握しておられるのか伺います。

○建設課長（黒木 誠一君） 6件質問がありましたので、順次お答えいたします。

まず最初に、川南町ではどのように耐震化を進めていますかということですが、初めの副町長の説明にもありましたとおり、川南町では、川南町建築物耐震改修促進計画を平成21年3月に作成しております。

本町の取組としては、国や県と協力し、川南町木造住宅建築物等耐震対策促進事業を平成18年度より行っています。

事業内容としては、建物の耐震性を診断する耐震診断に13万円の補助や診断後の耐震改修工事に最大100万円の補助を行っております。今後も継続して現状の把握と補助事業を行っていきます。

金額の予算のうち何%利用されていますかという御質疑ですが、木造住宅の耐震診断費用は1件当たりの診断費用は13万6000円で、補助金はそのうち13万円です。一般財団法人宮崎県建築住宅センターのアンケートに回答すれば、残り6,000円についても補助が出ます。

利用の状況ですが、耐震診断については、令和元年からですと毎年5件ずつ予算化していますが、100%申込みがある状況でございます。

次に、倒壊家屋等について、どれぐらい対策したかという御質疑ですが、令和5年11月の住宅土地統計調査の数値がまだ示されていないため正確な数字は言えませんが、令和6年2月27日の宮崎日日新聞の記事を見ますと、本県の耐震化率は80%を超えているという記載がございます。また、耐震基準が見直された昭和56年から43年が経過していますので、住宅の耐用年数をおよそ40年と考えますと、自然更新より県の示す数値に近いのではないかと考えられます。

次に、耐震調査は何%進んでいますかという御質疑ですが、木造住宅の耐震診断については、昭和56年5月以前に建てられた建物について、建物の所有者が耐震診断士にお願いして実施するものでございます。

町としては、広報等で積極的に実施をお願いしておりますが、町が調査するものではありません。実績を申し上げます、平成18年度から補助事業を開始しております。今まで55件の耐震診断の補助実績がございます。

耐震調査後の耐震補強が終わった家屋はどれくらいありますかということですが、木造住宅耐震改修工事は最大100万円の補助を行っていますが、平成24年から令和5年度で14件の実績がございます。

6番目の町内の大きな施設の耐震化は把握しておられますかということですけれども、耐震改修促進法という法律がございまして、そこに大規模建築物の耐震診断を実施しなければならない用途と規模が記載されておりますが、川南町内の大きな施設で実施をしていない建物はありません。全て終わっております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 避難所について伺います。

宮崎県の南海トラフ地震から身を守ろうのホームページには、川南町は最大震度7が想定されており、立っていることができず、はわないと動くことができないと書いてあります。

防災ハザードマップが配布されていますが、どうやって避難所へ移動するのでしょうか。車で移動ができる人ばかりではありません。自助・共助・公助のうち、町民の皆様には日頃からの自助を意識して行動していただかなければなりません。自分がどこの避難所に行くのか、車なのか、徒歩なのか。ペットは連れて行っていいのか、障害者・高齢者等避難弱者の個別避難計画はあるのか。

災害が起こった場合、最低限の備えはあると思いますが、津波が来た場合、通浜地区、東地区では大体何世帯、今住民が住んでいるのか伺います。

○議長（河野 浩一君） まちづくり課長、ちょっと説明する側は、例えば返答する際に、内藤議員の3番の学校トイレについてという、この番号を言って説明してください。そのほうが聞いている人が分かりやすいと思いますから。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの内藤議員の避難方法、津波避難対象世帯数等についてお答えしたいと思います。

被災時には、その被害状況の確認、情報の収集に私どもは努めることになります。開設する避難所をその情報に基づいて決定してお伝えするということになりますが、避難につきましては、自助の意識とその正確な情報を基に、お一人お一人御自身で避難していただくことをお願いすることになると思います。

また、個別避難計画につきましては、現在、福祉課のほうで取り組んでいただいております。

令和3年2月の把握している津波の対象となる世帯ですが、3地区ですね、通浜地区、中央地区、東地区で764世帯、避難の対象になると把握しております。

以上です。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 避難弱者の個別避難計画については、ただいま福祉課のほうで順次作成をし始めているところです。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 避難所は基本的に学校の体育館や運動場が指定されていますが、子供たちの教育は、有事の際はどのように考えていますか。教育長に伺います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいま避難所は体育館、運動場が指定されているけど、学校教育のほうをどのようにするかということで御質問いただいたところなんですけど、被害の規模にもよると思うんですけど、学校運営と避難所の運営というのは、お互いにできるようにということで工夫して運営すべきというふうに考えております。

ただ、主に学校でありますと屋内運動場、体育館が避難が想定されると思うんですけど、ここ

もどれぐらいの人数の方が避難されるかというので、運営の方法というのは想定として変わってくるというふうには考えております。

ただ、学校の運営というのがなされないというと、子供たちの教育が担保できないということになりますので、そこはしっかり工夫しながら運営していくべきというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 学校は運営されないでしようと言われていますが、子供たちのケアについてはどうするのか伺います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

子供たちのケアということですが、いろいろなことが想定をされると思います。まず、どのように学業を継続していくかというケアもあるんですけど、それと同時に、今回の震災を教訓いたしますと、心のケアそういったものも含めて総合的に、今後、この震災を教訓にして対策を練っていくべきと考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 避難所の空調の整備についてはどのように考えていますか。体育館の場合ですけど。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

避難所になっている体育館の空調の整備ということで御質問いただいたところなんですけど、今のところ体育館に空調の整備をするという計画までは至っていないところです。実際に大きい空間を空調を利かせるとなると、とても大きな設備が必要になってくるところであります。

ただ、今後の避難所が足りているか、そういった動向を見て、主に中学校の体育館で検討していくことになるかとは思いますが、現状としては、まだ検討、そういったことには入っていない状況になっております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 小学校の体育館にはまだ空調設備はないと理解していいんでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

小学校の体育館にも空調施設はございませんし、中学校の体育館も、現状ではまだ空調の設備はございません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 避難所ではプライバシーが守られるのか、雑魚寝状態になるのか。台風被害の避難所の場合は、自分で必要な物は持ち込んでほしいと言われていました。しかし、地震の場合はそういうわけにはいきません。特に通浜地区や東地区の方は、着のみ着のまま避難する可能性があります。どうなっているのか伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 災害につきましては、当然予想される風水害等と、そうではない地震等の災害があります。置かれた状況がそれぞれ違うと思います。当然、地震後に津波の襲来が予測されるときは、着のみ着のままですぐに避難をしていただくことが必要となります。

その後のケアにつきましては、これがまさに公助の役目だと認識しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 備蓄品について伺います。

備蓄品を自分で用意しなさいと言われますが、それぞれ各個人で必要なものを準備しないといけないが、目安についてもっと具体的なチェックリストや啓発をするのか伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 一般的な備蓄品のリスト等につきましては、インターネット等の情報や県が示すリストがあります。町として推奨する備蓄品リストが必要ということであれば、今後お示ししていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 川南町内の井戸が、平成15年では1,255か所ありますとお答えになっています。災害発生時の協力井戸の登録制度はどうなっていますか。また、飲み水の確保のシステム、浄水機の装置や電源の確保はどうなっていますか。美々津や都農町ではポンプが設置されています。見に行かれましたか、伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 井戸の数につきまして、まちづくり課のほうでは把握はしておりません。災害発生時の協力井戸の登録制度につきましても、取水できる河川が幾つかあることもあって、制度として、現在必要性が薄いというふうに感じております。

それと、都農町等の井戸については拝見させていただいたことがあります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 消防団や自主防災組織について伺います。

地震・津波が起きたときの防災訓練は、住民の参加はどうなっていますか。11月5日の災害防災訓練は、何人ぐらい参加されましたか。住民の避難訓練は日頃から重要だと思っています。消防団や自主防災組織の皆さんの活動のおかげで今があると思って感謝しております。どうなっているのか伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。

本年度初めて津波避難訓練の海岸線の一斉訓練を行いました。今後も、訓練の連動を高めつつ、早期避難率の向上に努める必要があります。

また、住民の訓練参加ですが、参加・不参加の意識の温度差がありまして、毎年参加する人、役員だから参加していただいている人、参加しない人がいらっしゃるの事実でございます。訓練参加の意識の向上に資する啓発活動も必要と考えております。

また、津波避難訓練の参加者数ですが、今年度はスタッフを含んで342名の方に参加いただいております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 通浜地区の避難タワーの設置について伺います。

通浜地区に避難タワーの設置については、日向灘沿いの市町では、避難タワーの設置が見受けられますが、川南町の海沿いにはありません。国の補助事業になれば避難タワーもできると簡単に考えるのは甘いでしょうか。いざ避難タワーを建てるには、場所をどこにするのか探さなくてはなりません。通浜地区では、高台に逃げる防災訓練を行っていますが、訓練に参加するのは少ないので、いざとなったときのことを考えると、被害を未然に防ぐという視点から避難タワーは必要ではないのでしょうか。地震の発生は抑えられませんが、震災被害は最小限に抑えるという震災予防の観点に立つことはできないか。東日本大震災の教訓を酌み、予防と公助を柱に、住宅・

施設の耐震化、液状化や盛土の安全対策、災害弱者救済など、町民の命と暮らしを守ることが必要ではないでしょうか。常日頃からの災害に備えた予防策や計画を重点に位置づけ、具体的な取組を進めていただきたいのです。

南海トラフ地震を想定した長周期地震動、津波や液状化現象、原子力災害、大規模停電、帰宅困難者対策などを盛り込んだ被害想定や地域防災計画の見直しは、住民参加の安全なまちづくりを提案いたします。

私たちは、これまでの災害から、想定外という言葉が二度と許されないことを痛切に学びました。震災対策に当たっては、歴史的・地球的見地から見て、その地域で起こり得るあらゆるタイプの地震、最大規模震度の地震を想定して備えることが必要ではないでしょうか。

被災地に視察に行ったときにも、防災の大切さを肌で感じました。避難タワーは無理だと考えずに、多面的に考え、漁協であり、駐車場であり、避難タワーである場所をつくれないのでしょうか。設置は考えていないのか伺います。

高齢者などの高台への避難困難者を把握していて、海のほうには逃げないと思うんですが、避難タワーというのは必要ではないかと私は考えます。設置は考えていないのか伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年9月に通浜地区自主防災会に町長、副町長とともに私も出席しまして、通浜地区の防災に対する考えを伺ったところ、避難タワー等の整備ではなくて、一時避難場所に防災備蓄品の設置の要望を頂いたところです。このため令和6年度当初予算で、当該希望箇所に防災倉庫を設置することと考えております。

避難タワーにしろ、高台への避難にしろ、自助の努力により20メートルほどの高さに避難する意識が大事だと考えております。本町の場合、避難タワーをつくるとすれば、住宅より海側になる可能性が高いと考えられます。津波が来る海側への避難が現実的かどうか、通浜地区の方と十分協議してから決めていきたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 高齢者の避難困難者の方は、20分で津波が来ても避難できないから、もう避難しないと言われてしまいました。でも、東日本大震災で被害に遭った家族は、今でも被害者を探して苦しんでいます。そのようなことをしないためにも、地震で避難できるような場所、避難タワーがどうしても必要ではないかと私は思います。

人間の本能として津波が来る方向には逃げないと思います。避難タワーの設置を研究してもらいたいのです。いかがでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 先ほども答弁させていただいたところなんですが、通浜地区と協議を重ねて、どうしても避難タワーが必要だというふうな話になれば検討したいと思いますが、先ほども申し上げたとおり、避難につきましては、地震の意識が非常に重要になってくるかと思うので、避難タワーの設置よりは、避難の意識の向上に努めるほうが現実的ではないかと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 防災かわみなみの活用と防災無線について伺います。

防災かわみなみは、ホームページの啓発はありますが、もっと具体的な備蓄品や見やすいチェ

ックリストを掲載し、町民に必要な情報を届ける必要性があると感じましたが、ホームページの充実は考えていますか、伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。

町民が求める情報であれば、ホームページに限らず情報の提供の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 防災無線について伺います。

緊急事態にどのような放送を行うのか。能登半島地震のときにNHKのアナウンサーが避難してくださいと繰り返し放送され、賛否が分かれていました。

また、東日本大震災のときのように、自治体職員が犠牲になった事例も考えると、災害が発生したときに職員が対応するのか、それとも録音自動再生なのか。大切な命を守る行動をどうするのか伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 災害時の最初の速報ですね、これにつきましては、程度に応じて自動音声で伝えることとなります。その後の情報の伝達につきましては、必要性を考慮して職員で対応することになると思います。

本町の場合は、職員が避難できずに被災するといった東北のような事例は、発生の可能性は低いというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 家畜の災害時の対策について伺います。

家畜舎の耐震化はどうなっていますか。今回の能登半島地震では、断水や停電で家畜の飼育が困難だったと報道されていました。川南町ではどうなっていますか、伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えします。

畜舎の耐震化ということなのですが、新しい畜舎につきましては、現在の耐震基準に基づいて造られているということが考えられますが、古い畜舎においては、耐震化されていないものも町内には多くあるのではないかと考えられます。

あと、断水や停電で家畜の飼育が困難だったということで、畜産農家等にも聞き取りをさせていただきました。その対策として、畜種ごとに、例えば畜舎内が高温にならないようにとか、例えば酪農であったら、毎日牛乳を絞らなくてはいけないという理由からも、家畜の生命維持というのを最低限の備えということで、発電機を各自で設けられたり、あとは台風時期においてはリースをすることによって、災害に対して備えているということを聞いております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 耐震化に備える家畜舎には、今後何らかの支援がなされるのでしょうか。新築の家畜舎の計画には、耐震化の規定はあるそうですが、断水や停電しない対策はどうなされていくのか伺います。

また、家畜のし尿が漏れ出さない対策はどうなっていますか。地震だけでなく、台風や線状降水帯が発生した場合、し尿が漏れ、地域住民の生活に影響があった場合の対策はどのように考えていますか。特に川南町は畜産の町で、牛、豚、鳥がいますので、家畜の災害対策は特別に必要ではないでしょうか。これも自助なのでしょうか、伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、耐震化に備える畜舎には、今後何らかの支援がなされるのかということなのですが、新しく畜舎を建設する際には、今は畜産クラスター事業などの補助事業を活用するというふうな支援はございますが、耐震化に対する支援と、現在ある畜舎に耐震化をするというものの支援については、今のところ特にございません。

以上です。

○建設課長（黒木 誠一君） 新築の畜舎等の計画には耐震化の規定はありますかという御質疑ですけれども、家畜舎であっても、耐震については建築基準法上の構造規定を守ること、もしくは畜舎建築特例法の認定を受ける場合は、畜産振興課の計画審査と認定を受ける必要があります。

以上です。

○産業推進課長（河野 賢二君） 家畜のし尿が漏れ出さない対策というところなのですが、そちらについては災害の程度とか種類によっても思いますけど、し尿が漏れ出さない対策については、家畜の飼養者が家畜排せつ物法に基づく管理基準にのっとって行うものでございまして、災害発生時の地域への補償についても、災害の程度にもよるとは思います。原因者と地域の話合いによるというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 南海トラフを想定しての対策は大変でしょうが、みんなで力を合わせて乗り切ることが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に移ります。第2点目、補聴器の助成制度の導入を求めるについて伺います。

町での特定健診では、耳の検査は項目にないとのことですが、耳が聞こえないことで、他者の声や音が把握できないため事故が起こりやすく、また認知症状が進む原因にも関わっていきます。早期発見が特に大事ではないでしょうか。特定健診では聴力検査は行われていませんが、項目にないと言われますが、例えば耳鼻咽喉科受診料の補助を出すなど検討は頂けませんか、伺います。

○町民健康課長（谷 講平君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

特定健診での聴力検査は行わないのですかという御質問ですが、先ほど冒頭に副町長がお答えしたとおり、本町で行う特定健診につきましては、問診、身体計測、血圧や血液検査、尿検査等といった健康増進法及び高齢者医療確保法に基づく検査項目での健診を実施しております。

特定健診は、生活習慣病の発症及び重症化の予防の観点から実施をしており、生活習慣の改善を目的としております。聴覚検査につきましては、法に基づく健診の検査項目に該当しておらず、聴力低下と生活習慣病との関係が明らかでないことから、聴覚検査は実施しておりません。今後につきましても、聴覚検査は追加することは難しいものと考えております。

また、耳鼻科受診料の補助についてですが、聴力の低下は、老人性難聴という加齢による生理的な感覚機能の低下によるものがほとんどでありますので、耳鼻科受診に限って補助を出すことは、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 宮崎県に生活支援特別給付事業を求めているだけではないでしょうか。障害者総合支援法や介護保険法などの既存の福祉制度における対応が困難で、医師の意見書により用具の給付等の必要性があると認められる方を対象とした日常生活用具給付制度が他の自治体

でスタートしています。制度の具体的な内容を紹介します。

対象者は、町内に住所を有し居住していること、障害者総合支援法、介護保険法その他の法律による支給制度を受けられないこと、日常生活用具の必要性を認める医師の意見書を得ることができることの条件を全て満たす方です。

この医師の意見書により用具の給付が認められ、補聴器の購入給付金が出る自治体があると聞いております。ぜひ川南町でも検討いただけませんか。介護予防の観点からも、ぜひ取り組んでいただきますよう提案して次に移ります。

3点目、学校トイレに生理用品の設置について伺います。

先ほどの教育課長の回答では、今度から予算化しますということですので、ぜひ新年度から置いていただくということを確認いたしまして、これも次に移ります。

4点目、専決処分の取扱いについても先ほど回答いただきましたので、次に移ります。

5点目、保育所一時預かり事業の補助金返還についてですが、私のところには、保育所の一時預かり補助金の対象ではないのではと質問したが、3年前の担当者は、対象の事業ですとの回答があったので疑わなかったと聞いています。もちろん職員の力不足やチェック不足で起こった補助金返還ですが、宮崎県から指摘を受けたことは、今回で何回目ですか、伺います。

なぜ何度も起きるのですか。私は担当職員の責任だけではなく、川南町職員全体の問題だと考えています。報告、連絡、相談が職員間できちんと機能させるようにと、先ほど言われていますが、職員の縦横のつながり、連携協力を求めて、これも次に移ります。すいません。

6点目、元気アップ事業について伺います。

私も元気アップ事業に入りたいから申込用紙をもらってきてくれと頼まれましたので、町民健康課の窓口で元気アップ事業用紙ありますかと声をかけたら、うちにはないですとのことでした。次に、福祉課で声をかけたら、ありますと言うので用紙を2枚くださいと言いましたら、パソコンから打ち出してもらいました。このことから、なぜ人の目につくところに置いていないのか、疑問が沸きました。

ホームページで確認したところ、65歳以上の高齢者とその高齢者をサポートする人と記載がありました。募集人員や料金、申込用紙のダウンロードもなく、わざわざ役場窓口に行かないと申込みができない。高齢者をサポートする人たちにとっては、申込方法のハードルが高いと感じました。高齢者をサポートする人の申込人数と高齢者の利用人数はどれぐらいか伺います。

○福祉課長（渡邊 寿美君） ただいまの内藤議員の質問にお答えいたします。

まず、申込用紙ですが、ホームページのほうからダウンロードして申請ができるようにはなっています。ですが、窓口のほうに、福祉センターの窓口と、あと庁舎のほうの窓口には改めて申請書を置きたいと思います。

それと、高齢者をサポートする人の申込人数と高齢者の利用人数ですが、令和5年度ではサポートする人が2人、あと高齢者の方が56人というふうになっています。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 川南町内の65歳以上の住民は、川南町内で何人いますか。町民への宣伝はないのでしょうか。防災無線で放送してはいかがでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 高齢者の人数ですが、令和6年2月29日現在で5,449人です。町

民への広報については、お知らせかわみなみとホームページで実施しています。その他の広報については、事業を実施する事業所側との調整もありますので、必要に応じて行っていきたいと考えています。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 町民への取組はどのようにしていますか。さっきも答えられましたので、これはいいです。元気アップ事業でどのような効果が現れていますか、伺います。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 効果としては、体が整った感じがする、全身を動かすのでよく眠れる、通うのが楽しいなど、利用者が満足していることも一つの効果であると思っています。

また、この事業に参加している方で要介護認定を受けた方はおらず、逆に過去に要介護認定を受けたことがあるという要支援レベルの方で、再認定を受けずに継続して参加しておられるという方もいらっしゃるという要支援レベルの方で、再認定を受けずに継続して参加しておられるという方もいらっしゃるというふうに考えています。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 傍聴の方、帽子の着用は控えてください。

○議員（内藤 逸子君） 参加者の推移ですね、さっきサポートする方は2人で高齢者が56名と言われましたが、これは同じ方がずっとされているのでしょうか。一年一年入れ替わるのか、参加者がですね。そんなのは決まっていないのか伺います。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 一年一年の入替えはしておりません。この事業は令和3年度から事業を開始していますが、令和3年度が18人、令和4年度が35人、令和5年度が57人です。そのうち13人の方が、2年以上継続して利用されているというのが実績です。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 入れ替わりをしていない人もいるということですので、多くの人にやっぱり入れ替わって、町民が平等に参加できるようなシステムづくりというのは、私は必要ではないかと思っています。そんな点はいかがでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） その点については、住民の方たちのニーズも見ながら調整していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 私の知人は、スタジオ楽癒風に通って歩けるようになった、元気に趣味に行けるようになったと聞いています。たくさんの元気な高齢者が増えると、国保医療費の削減にもつながり大変よいことだと思います。ぜひたくさんの町民が参加できる仕組みづくりを求めます。

高齢者の多くが元気であるのが一番です。その点で、川南町内では百歳体操にも取り組んでいます。2人から百歳体操の教室は開始できると聞きましたが、個人任せにするのではなく、町民運動とすることを求めて、一般質問を終わります。

（ 午前10時00分 終了 ）